

松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成 28 年 10 月 27 日
告示第 300 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日
告示第 139 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 の 5、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 第 2 号及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 28 年松阪市告示第 296 号）第 4 条第 1 号イに規定する第 1 号通所事業に係る通所型サービスAに関する基準を次のように定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所型サービスA 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち緩和した基準によるものをいう。
- (2) 利用料 通所型サービスに係る第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第 115 条の 45 の 3 の規定により通所型サービスに係る第 1 号事業支給費が利用者に代わり当該通所型サービスの事業を行う者に支払われる場合の当該通所型サービスをいう。

(事業の一般原則)

第 3 条 通所型サービスAの事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第 4 条 通所型サービスAの事業は、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、通所サービスを提供することにより、利用者の心身の機能回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第 5 条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービスAの単

位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる従事者が1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては当該専ら当該サービスに当たる従業者に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる数として、15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 前項の規定に基づき利用者の数が15人を超える場合において加える従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従事者として従事することができるものとする。

3 前2項の通所型サービスAの単位は、指定通所型サービスAであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 事業者が指定通所型サービス事業者又は指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備等)

第7条 事業者が当該事業を行う事業所は、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、その面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、通所型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

(個別計画の作成)

第8条 第6条に規定する管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する重要事項の概要、事業所の職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付又は第31条第2項に規定する電磁的方法により説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 事業者は、通所型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第11条 事業者は、通所型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター

が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第 12 条 事業者は、通所型サービス A を提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、通所型サービス A の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第 13 条 事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画に沿った通所型サービス A を提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第 14 条 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 15 条 事業者は、通所型サービス A を提供した際には、当該通所型サービス A の提供日、内容及び当該通所型サービス A について法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、通所型サービス A を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第 16 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービス A を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービス A に係る第 1 号事業費用基準額から当該事業者を支払われる第 1 号事業支給費を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス A を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービス A に係る第 1 号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、通所型サービス A の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させること

が適当と認められる費用

4 事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第 17 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス A に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所型サービス A の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第 18 条 事業者は、通所型サービス A を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに通所型サービス A の利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 19 条 従業者等は、現に通所型サービス A の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第 20 条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 通所型サービス A の利用定員

(5) 通所型サービス A の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 20 条の 2 事業者は、利用者に対し適切な通所型サービス A を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって通所型サービス A を提供しなければならない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、事業者は、資格を有しない従事者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 事業者は、適切な通所型サービス A の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第 21 条 事業者は、利用定員を超えて通所型サービス A の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 22 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 23 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び備品並びに飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第 23 条の 2 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第 24 条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第 25 条 事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者

によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第 26 条 事業者は、提供した通所型サービス A に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した通所型サービス A に関し、法第 115 条の 45 の 7 の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 事業者は、提供した通所型サービス A に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第 27 条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービス A に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 28 条 事業者は、利用者に対する通所型サービス A の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する通所型サービス A の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第 28 条の 2 事業者は、虐待の発生またはその発生を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 29 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する通所型サービス A の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その

完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第8条に規定する通所型サービスA個別計画
- (2) 第15条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第18条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第30条 事業者は、当該通所型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に、当該通所型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な通所型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(電磁的記録等)

第31条 事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第32条 この要綱に定めるもののほか、通所型サービスAの基準に係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第20条の規定の適用については、同条中「重要事項」とあるのは、

「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。